

外務省
平成29年度行政事業レビュー
(公開プロセス)
議事録

日 時：平成29年6月2日（金）
場 所：外務省

第1セッション
ハーグ条約の実施

○志水会計課長 2時から開始でございますが、ほんのちょっと早いですけれども、開始したいと思います。

○山崎官房長 それでは、冒頭、一言申し上げさせていただきます。

本日は、平成29年度「外務省行政事業レビュー（公開プロセス）」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御参加、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ことしの公開プロセスの対象事業は3つございます。1番目がハーグ条約の実施、2番目が独立行政法人国際協力機構（JICA）運営費交付金のうちのボランティア事業、3番目が気候変動枠組条約（UNFCCC）義務的拠出金の3事業でございます。この3事業につきまして、有識者の先生方に十分議論、検証をしていただき、外務省といたしましては、その結果を踏まえ、適切な予算の要求及び執行に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○志水会計課長 本日の司会進行を務めます、外務省会計課長の志水と申します。よろしくお願いいたします。

最初のセッションは、ハーグ条約の実施についてであります。

まず初めに、外務省の担当部局より、事業概要の説明を5分をお願いいたします。

○上田ハーグ条約室長 ハーグ条約室長の上田でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず私からは、ハーグ条約の実施の概要、今後の課題、それから、お配りしております行政事業レビューシートについて、一言御説明をさせていただきます。

まず、ハーグ条約とは何かということですが、これは正式的には国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約といひまして、現在日本を含めて97カ国が締約国となっております。例えば不幸にして夫婦関係がうまくいかなかった場合に、片方の親が子供を連れて出身国に帰ってしまう。子供にとっては、急に生活や言語の環境が変化をして大変つらい立場に置かれることになりかねないわけでございます。ハーグ条約は、こうした子供の利益を守るために、まずは子供をもともと住んでいた国に迅速に返還すべきとしてございます。

親権や養育などに係る家族のあり方に関する問題については、その後にもともと住んでいた国において解決されるべきという考え方をとってございます。もちろん、家庭内暴力、いわゆるDVなどの特別な要因がある場合には、こうした事情が考慮されて、裁判において子供を返還しなくてもよいということが認められることもございます。

ハーグ条約は、こうした子の返還の確保という第一の目的に加えて、もう一つ、国境を越えて離れて暮らす親子の面会交流の確保という目的も持っております。

日本とハーグ条約との関係でございますけれども、日本は約3年前、2014年の4月に加入をいたしまして、同時に国内実施法を施行いたしております。3年前に加入いたしました背景としては、国際結婚や離婚の増加に伴って、日本国内において、子の連れ去りの問題が顕在化したことなどが挙げられます。

続きまして、ハーグ条約に加入したところで、我が国にとっての政策目標は2つあると考えてございます。3ページをごらんください。第1はハーグ条約に基づく問題解決、第2はハーグ条約の広報等を通じた安易な子の連れ去りの予防でございます。

第1の政策目標であるハーグ条約に基づく問題解決でございますが、外務省は、条約の実施において、中心的な役割を担う「中央当局」と指定されておりました。外務省が行っている事業の多くは、条約上の義務に基づく措置でございます。外務省のハーグ条約室においては、多くの外部人材、弁護士ですとかDVの専門家、児童心理専門家などを受け入れて、一件一件にケースワーカーをつけて、子の利益を重視しながら、子の返還や面会交流の実現に向けて、さまざまな支援を行っておるところでございます。

条約に加入してから3年間の実績といたしましては、5ページ、6ページをごらんになっていただきたいのですが、返還事案につきましては、日本への子の連れ去りにつきましては、57件中37件について、子の返還あるいは返還しないという結論に至っております。これは裁判、あるいはあっせん・仲裁等のプロセスを経て至ったものでございます。逆に、日本から外国への子の連れ去りに係る事案については、これまで49件中26件について、結論に至っております。現時点で結論に至っていない事案についても、まさに現在、結論に至る努力を続けているところということでございます。

続きまして、第2の政策目標である安易な子の連れ去りの予防のための広報ということでございますが、これまで潜在的なハーグ条約事案の当事者のみならず、そうした方々が相談されるであろう方々、すなわち弁護士あるいは自治体の方々に対して、リーフレット、ウェブサイト、電話照会、説明会等を通じて広報を行ってきたところでございます。リーフレットとしては、このようなものをこれまでつくってまいりました。

続いて、こうしたハーグ条約の実施におけるPDCAサイクルの適用ということでございますが、7ページをお開きいただきますと、当事者等の要望等も踏まえながら、過去3年の間にさまざまな改善を私どもとしては行ってまいりました。例えばウェブ見まもり面会交流の導入、あるいはリーフレットの対応言語数の拡大などに取り組んでまいりました。

最後に、今後の課題でございますけれども、8ページに書いてございますが、本日御出席の先生方との事前のお話し合いも通じまして、2点ほど挙げております。1点目は、適正な予算規模の予測ということでございます。もちろん、不幸にも子の連れ去り等が生じて申請がなされるという、何件こういった申請があるかということの予測は簡単ではないわけでございますが、条約に加入して3年がたったということでもありますので、この予測の精度をどれだけ高めていくのかという点。2点目は、より効果的な条約の広報のために、これまで以上に努力をさらに拡大する余地はないかという点でございます。

最後に、事業レビューシートについて申し上げますと、事業の妥当性を判断するための定量的な成果目標をお示しすることはなかなか難しいわけでございますけれども、幾つかそれにかわる代替指標を5つほど挙げてございます。例えば外務省としての現在支援継続中の事案数は何件あるか。それから、ハーグ条約に関するセミナーの実施を何回行ってい

るか。こうした指標を掲げてございます。

私からの説明は以上でございます。

○志水会計課長 次に、私から、この案件を選定した視点及び想定される主な論点について、簡単に説明いたします。以上の2点に関しましては、配付されている資料の最初のほうにあるかと思いますが、今回の公開プロセス対象事業リストの中に書いてあります。

具体的な選定理由といたしましては、本年度外務省で行う政策評価の実施対象案件であること、また、国民の人権に直結する重要な案件であり、先ほど説明がありましたように、2014年4月に日本について発効してからちょうど3年がたつということで、公開点検を行うことが有意義と考えられるということが選定理由であります。

想定される論点といたしましては、3点ほど挙げておりますが、条約上の義務に基づく事業については、受け付けた申請に対応するという事業の性質上、受動的な要因で支出額が決まっていく中で、ハーグ条約上の義務を確実に果たしながら、適正な予算規模をどのように予測していくことができるか。2番目の論点としましては、さまざまな事業の委託先の選定方法は妥当か、競争性が確保されているか。3番目としては、条約の趣旨である子供の最善の利益を確保するために、子供の連れ去り等を未然に防ぐことが重要です。そのために、より効果的な広報などをどのように図るべきかといった点が挙げられております。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問等を頂戴したいと存じます。

渡辺先生、お願いします。

○渡辺評価者 今、3つの論点が挙げられていたのですけれども、私としてはもう一点重要な点があるかなと思ひまして、最初に手を挙げさせてもらいました。

この条約というのは、子の返還と親子の面会交流の実現ですね。ですから、要するに、それがどのぐらい実現したのか、そこが評価する上での一つの重要な視点としてあると思うのです。いただいた資料、先ほどの5ページですか。そこに返還の援助決定があり、ここには出ていませんけれども、何件決着を見たのかという別の資料もいただいています。それはたしか日本に所在する子供の場合だと65%で、外国の場合は53%、面会交流に関しては、国内で実現したのが39%、海外は40%と、私なりに計算するとそうなるのです。全部が全部うまく解決するとは思いませんけれども、援助決定したものについては、このくらいの割合で決着ないし面会実現をするのだという、そういう目標というのは事前に立てていらっしゃるのでしょうか。

○志水会計課長 上田室長、お願いします。

○上田ハーグ条約室長 御質問、ありがとうございます。

今、御指摘の点については、もちろん条約の趣旨に鑑みれば、子の返還にしても、親子間の面会交流の実現にしても、何らかの形で100%の解決が図られるということが目標でございます。ですから、長期的にはそれが目標なのでございますが、先生の御質問は、短期的により現実的な指標を設定してはどうか、こういう問題意識で御質問をいただいたので

はないかと思えます。

実際問題は、私どもとしては、個々の事案を見てみますと、かなりいろいろバリエーションがございまして、両親の間あるいはお子様の間でそれぞれ一件一件について非常にセンシティブな事情を抱えて、このハーグ条約の支援を求めてこられているという事情がございまして。そうした中で、一定のこの程度返還を実現しよう、あるいはこの程度不返還の結論に持っていこうというような指標を立てることは、ややミスリーディングなメッセージを当事者あるいは潜在的な当事者の方に与えてしまうおそれがあるのではないかと考えてございまして。私どもとしては、こういった例えば裁判あるいはあっせん・仲裁といった、さまざまなオプションを通じて解決を促すというところに業務の重点を置いてございまして、なかなか数値で目標を掲げるといことは難しいですし、適切でもないのかなと考えてございまして。ただ、長期的には100%というのが、もちろん目標であるということではないかと思えます。

○渡辺評価者 デリケートでセンシティブなイシューであることはよくよく私もわかっているつもりなのですが、と言いながらも、今、例えば返還に関しては65、53という数字がありますが、これが例えば40、30になるとか、定性的だけではなくて、ある程度定量的なもの。そういうものも税金を使っていく上でこれだけある程度の解決ができていのだということは、今、まだ3年で、もう少し様子を見る必要はあると思うのですが、いずれはある程度このぐらいは解決しないと、有効な事業であるとか、資金の使い方にならないということになりかねないので、今すぐとは申しませんが、向こう2、3年の間で、今3年たちましたけれども、あと2年ぐらいたしたら5年ですね。そういう中で、一定の指標を立てられてもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 御指摘、ありがとうございます。

先生の御指摘の趣旨はよくわかる一方で、もしそういった必ず目標を立ててくださいという話があると仮定をいたしますと、私どもとしては、恐らくそこは100%という目標を立てることになるかとは思いますが、そこがなかなか難しいところなのではないかと私自身も自問自答しているところでございまして。そこは正直なところでございまして。

○志水会計課長 中谷先生、お願いします。

○中谷評価者 2点伺いたいののですが、一つは委託先の選定方法に関連してということですが、4ページのところでは、さまざまな支援事業などについて一般競争入札等もあると思うのですが、随意契約が比較的多いのかなという感じがいたします。必ずしも誰でもできるような仕事ではなくて、専門性が相当要求される部分があると思っておりますけれども、そのあたりの随意契約のあり方についてお話しいただければと思います。

もう一つは、広報のあり方ということに関連をして、例えばこのハーグ条約にのっとった解決をしてよかったという、後からなるのでしようけれども、その関係者というか親御さんになると思いますが、そのコメントなどが積極的に広報の中に取り入れられているのかなという感じがします。なかなかこれも関係者が最終的に本人の思いのとおりになら

ないと満足しないということになってしまうかもしれませんので、そこはハーグ条約にのっとったから必ず100%満足というわけではもちろんないことは重々承知していますけれども、ある意味で、ベストシナリオとしてうまくいったというようなことを何か皆さんに示していただくようなものがあれば、では、私もハーグ条約にのっとって問題を解決していこうというインセンティブになるかなという感じはしますので、そのあたりの広報のあり方ということについて、あわせてお話しいただければと思います。

○志水会計課長 上田室長、お願いします。

○上田ハーグ条約室長 ありがとうございます。

2点御質問をいただきました。まず、1点目の委託契約の競争性、あるいは随契に関する御質問を頂戴いたしました。これに関しては、対象となる事業は幾つかございますけれども、少額の契約の場合ですとか、あるいは外国で契約するような場合を除いては、一般競争入札、あるいは企画競争、あるいは公募を通じて、競争性は確保するというように努めてまいっております。実際に、先生御指摘の4ページの中に、幾つかの事業について具体的に御説明をさせていただければ、例えば予算額が多いという意味ではCにあります翻訳の支援、あるいはJにあるDV被害者支援についてでございます。まず、翻訳については、今回の対象年度となっております昨年度については競争入札をやらせていただきまして、一者応札となって契約をしておりますが、説明会及び法令用語も含むかなり難しい翻訳も含まれるということで、技能審査をした中で3者が参加をいたしまして、合格したのが1者だったという経緯がございますし、今年度については、2者が技能審査に合格をいたしまして、2者による競争入札ということになってございます。

続きまして、DVの被害者支援事業についてでございますが、これについては7件の契約を実施しておるわけですが、7件とも外国の契約でございます。したがって、在外公館を通じて随意契約を行っているわけですが、実際問題としてDV被害者支援団体については、在外公館がおつき合いをさせていただいて、DV被害者支援のグループとして高い専門性、それは法律的な専門性でありますとかソーシャルワーカーとしての専門性、あるいはDVシェルターであるとか、当該国、外国の中でのいろいろなリソースへの連絡体制が整備されているとか、そういった点を見ながら、適切な団体を選んできているということでございます。

以上が1点目の御質問に対する回答でございます。

2点目、広報について御質問を頂戴いたしました。実際にどういった成果を実感しているか具体例をという御質問だったと思うのですが、一般当事者の潜在的な当事者に加えて、弁護士さんですとか地方自治体といった対象に対して、当事者になるであろう方々が一番最初に相談するような団体に説明会を行っているわけですが、そういったところに説明会に行きますと、これまでいろいろ受けていた質問があるわけです。それに対して、こういった形でかなりシンプルに答えればいいのかねというような反応は、これまでも私どもは得てきておりますし、予防という観点では、例えば私どもの在外公館、大使

館あるいは総領事館におきまして、今、まさに子供を連れ去るあるいは日本に連れて帰るということを悩んでおられる親御さんからの御相談があるわけでございます。こうしたケースにおきまして、ハーグ条約の仕組み、あるいは親御さんがいらっしゃる国においてどのような支援が可能かということ等を総合的に御説明申し上げて判断していただくというようなことで思いとどまるとか、そういった例もこれまででございます。

○志水会計課長 山田先生、お願いします。

○山田評価者 2つ同じように質問がありますが、最初は渡辺委員が言っていた定量性の話にもかかわることになると思うのですけれども、目標ではなくて、予算のほうの定量性について伺いたいのですが、予算と執行額との間に乖離がある状態が続いています。これについて、もう3年実績があるわけですから、このトレンドが続けば予算自身をもう減らしてもいいと考えることもできると思います。

一方で、例えばこの間、あるいはよりさらに5年、10年の長期間に延ばしてもいいのですけれども、見た場合に、国際婚姻数がこのように変化をしているとか、国際離婚数がこのように変化をしているというようなことを加味して、何件ぐらいの事案が想定されるのかという想定に基づいて予算を立てるというような、定量的な指標に基づく予算設定というのは、もう3年の実績があり、4年目に入ったということではある程度可能ではないかと考えておりますが、その点について御意見を伺いたいということが1点目です。

別件は、先ほどの広報の話なのですけれども、定量的な指標ということで説明会等の回数ということ为先ほどおっしゃったのですが、むしろその説明会に何人参加したのか、どういう人が参加をしたのかということも極めて重要なことだと思いますが、その点について御説明をいただければ、もし必要があれば質問をいたしますので、お願いいたします。

○志水会計課長 上田室長、お願いします。

○上田ハーグ条約室長 先生、ありがとうございます。

2つ御質問をいただきました。まず1点目の定量性の問題、予算についてということでございます。

まず1点目、予算を減らしてもいいのではないかとということだったと思いますけれども、予算につきましては、冒頭の説明でも私から申し上げましたが、ハーグ条約に基づく援助申請の数というのは、ある意味、受け身の部分がございまして、正確な予測というのはおのずと限界があろうということ、それから、条約の趣旨に照らせば、ある程度余裕を持った予算づけも必要であろうということはあるかと思えます。

その上で、御指摘のとおり、これまでの執行率というものを振り返ってみますと、6割台から昨年度は70%ということになっているわけでございます。若干執行率は上がっているものの、こういう状況にあるわけでございます。こうした中で、今後の新規の申請数あるいは新規の申請数のみならず1件の申請があった後には、恐らく事案の困難さ、1件1件の事案の性質にもよると思うのですけれども、1年を超えて私どもとして支援を続けさせていただくことが必要な案件もままございます。そういった中で、そういった支援が必

要な事案がどれくらいあるのかということも見ていく必要があるのかなと思っております。

それから、国際婚姻数であるとか離婚数といった数字、トレンドを何か参考にできないかという御指摘を頂戴しました。そこは一つあるのだらうと思いますが、私どもとしては、同じ視点ではございますが、より重要なのは最近日本と人的交流の深い、要は国際結婚の数が多いアジアの国の締約がふえているというトレンドがございます。例えば今年の6月にフィリピン、これは日本との国際結婚数で申し上げますと、3番目に多い国でございますが、こういった国が加入をいたしまして、今後のハーグ条約事案がふえていくことを予測せざるを得ないという状況にあるわけでございます。したがって、何らかの形で、これまで以上に定量性をきちんと考慮していくべきという御質問に対しては、一つは、そういった締約国の広がりというものを見つつ、私どもとして、支援を継続している案件についても、これもまたさまざまございます。まさに裁判に入っているもの、あるいは、あっせん・仲裁の途中にあるものもあれば、当事者の間で、今は少し時間を置いたほうがいだろうということで、ある意味、一定期間動きがないような案件もあるのでございまして、こういったものの割合というのが、3年たってある程度見えてまいりましたので、そういったところは私どもとしてもより精緻な予測を立てる手段として取り入れさせていただきまして、その上で、実質的な累積事案数がどれくらいなのかということをもっと明確にしていく。それに伴って、要求予算額も必要に応じて減少していくということを考えてまいりたいと思っております。

説明会の出席者数につきましては、基本的には冒頭申し上げましたとおり、潜在的なハーグ条約の当事者の方が相談をするであろう方々、全国津々浦々にたくさんいらっしゃるという状況をつくり出すということが一番の政策目標だと思っておりますので、その意味で、説明会の回数は重要であろうと思っております。さはさりながら、同時に人数も大切であるという先生の御指摘はごもっともであろうと思っております。これまでも必ずしも網羅的ではないのですけれども、参加人数をカウントしてまいりました。例えば昨年度ですと、1,400人強の参加を、34回の説明会、セミナーを通じていただいております。今後も今年度以降は全ての説明会について入場者をきちんとカウントして、回数、すなわちどれだけ津々浦々に広報できるのかという観点と、その中で人数をふやしていく。両構えで取り組んでまいりたいと思っております。

○山田評価者 子供をほかの国に移したのでハーグ条約の対象になるという事案の根のところには、夫婦間のDV等の問題等があることはよく知られていることだと思うのですけれども、例えば説明会の中に国内でDV支援を行っている民間団体等は多数あるのですが、そういう方々も参加していらっしゃるのでしょうか。そういう方にも周知をされているのでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 そこは先生の御指摘のとおりでございます。周知をさせていただいておりますし、まさに私ども、ハーグ条約室の室内にも、さまざまな外部人材を受け入れているわけですが、その中の一人がDVの専門家でございます。彼女がそういった支

援団体の全国的なネットワークとの関係も構築していただいておりますので、セミナー等のへの参加、あるいはセミナー等の主催について御要望をいただき、やらせていただいているというのが現状でございます。

○志水会計課長 よろしゅうございますでしょうか。

宮本先生、お願いします。

○宮本評価者 日本に所在する子に関する申請、そのうち返還援助申請、この3年間の実績として、援助決定事案が57件あるのですけれども、確認の意味で、この57件というのは、レビューシートだと、ここを足すと出てくる形になっているのでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 御説明申し上げます。レビューシートでは、先生御指摘の数字は直接は出てまいりませんが、間接的には2ページ目の申請の受け付け件数ということで見ていただきますと、過去3年間の受け付け件数の全体数が出てまいります。これが恐らく237ということになると思うのですが、それがパワーポイントでお配りしました5ページでございますが、全体の申請数ということになります。この内訳といたしまして、それが返還に係る申請なのか、面会交流に係る申請なのか、それから、日本に所在するお子様に関する申請なのか、外国に所在する子に係る申請なのかということで、ブレイクダウンがなされております。このうち、左上の日本に所在する子に関する返還申請については68件ございまして、このうち申請の要件をそもそも満たさない、例えば連れ去ったということで、申請書に書かれている親御さんとお子さんが同じ国にいらっしゃるとか、そういったケースはそもそも条約の支援の対象とならないわけでございます、そうした事由に基づいて申請を却下させていただいた案件が11ございますので、除いた数が57、この57が先生御指摘の案件数の母数ということでございます。

○宮本評価者 わかりました。基本的に活動実績としては、この援助決定事案というのは、非常に実績としてはわかりやすい数字だと思うのですけれども、こういった形で、とりあえず今回であればレビューシートに記載しておいて、そのまま57件ということでいいのかなと思うのですが、その辺のところの考え方が一つです。

57件のうちADRを利用した事案が11件、裁判の手続を利用した事案が39件と聞いているのですけれども、そうすると、残り7件は具体的にどういった手続をされているのかというところ、そここのところの代表例を教えていただければと思います。それが2点目です。

以上です。

○上田ハーグ条約室長 ありがとうございます。

まず、57件という返還の申請を受け付けた事案の数をレビューシートの中で目標として掲げることの是非についての御質問でございますけれども。

○宮本評価者 目標でなくても、活動実績として。

○上田ハーグ条約室長 単なる活動実績としてということであれば、それはよろしいかと思いますが、ただ、これが多いほうがいい、少ないほうがいいという価値判断については、価値判断としては、予防効果が十全に発揮されてゼロになるのが一番望ましいということ

であろうかとは思いますが。

○宮本評価者 目標としてはなじまないのかなと思うので、あくまでも実績としてという意味合いです。

○上田ハーグ条約室長 おっしゃるとおりです。

2点目のADR、あるいは裁判以外の状況についてということでございますけれども、これは当事者間の任意の合意がなされたケースであるとか、ある時点を区切ってございまして、申請をいただいてからまだ時間がたっておらずに、まだどういった解決方向に向けて案件を進めていくのか検討中といった事案が多々ございます。

○宮本評価者 そういった、これからどうしようかという対応を検討するのは、もう外務省のほうで検討する。そこも委託してしまうということはないのですか。

○上田ハーグ条約室長 そこは、外務省と当事者の中で解決していくということでございます。より正確に申し上げますと、当事者の両方の親に弁護士さんがついていらっしゃるケースも多いわけでございます。それから、片親については外国にいらっしゃるケース。それで、外国にはその弁護士さんとともに外務省のハーグ条約のカウンターパートになる外国の中央当局もあるわけございまして、こういった当事者間の連携の中で、解決方法のオプションを当事者の皆さんにお示しをしつつ、適切な解決を推進するというのが私どもの役目と考えてございます。

○宮本評価者 わかりました。ありがとうございます。

○志水会計課長 川澤先生、お願いします。

○川澤評価者 先ほど予防的な取り組みとして、海外におけるDV被害者支援が実施されていると伺いました。確かにドメスティック・バイオレンスの問題は非常に重要だと思うのですが、一方で経済的困窮ですとか、それ以外の困難な状況に陥っている方の保護をどうしているのかということについてお聞かせいただけますでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 御指摘、ありがとうございます。

経済的に難しい立場にあり、かつハーグ条約の支援の対象となるような難しい家庭の環境に置かれるという申請者の方がいらっしゃるの御指摘のとおりでございます。ハーグ条約の中にも、申請に係る手数料を取ることを禁じる規定は、こういった、まさに先生御指摘のようなケースを想定してつくられたものと考えております。その意味において、当然のことながら、申請にかかわる手数料は私どもは取っておりませんし、ハーグ条約の支援のプロセスに入った後、いろいろな解決手段がある中で、あっせん・仲裁あるいは裁判のプロセスに入る際にさまざまな支援をしております。

幾つか例を申し上げますと、まず、裁判のプロセスに入る場合には、弁護士を手当てする必要が出てくることが多いということございまして、その際に、私どもは日本における裁判プロセスについては弁護士を紹介いたします。弁護士の費用については、ローンで貸し付けを受けることができるようなことを、いわゆる法テラスとの協力関係の中においてやっております。

それから、あっせん・仲裁のプロセスにおいては、あっせん・仲裁機関に私どもは委託契約をしてございますが、このあっせん・仲裁の期日、面会ですね。4回までは無料で提供するというのをやらせていただいております。面会交流につきましても、面会交流支援機関が面会交流が軌道に乗るまでの4回については、その費用を無料にするという措置をとらせていただいております。

○川澤評価者 手続的な面で、非常にそういった金銭的な援助をされているということは理解いたしましたが、一方で、その委託事業で海外にいらっしゃる法人の方について幾つかの支援団体が支援をされていると伺いましたが、そこはドメスティック・バイオレンスの支援団体と記載されていたので、そういった、まさに予防的に救済窓口に行かれる方が、ドメスティック・バイオレンス以外の問題に直面した場合にも受け付けてもらえるのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 ありがとうございます。

先生御指摘のDV被害者支援団体というのは、個々の団体によって業務の範囲は異なってまいりますが、一番の主たる目的はDV被害者の支援をどこまでできるかということでございます。ただ、それと同時に、私ども外務省が中央当局の役割を担って、その中で在外公館、大使館、あるいは総領事館との連携の中で、このハーグ条約の運用をしているわけでございます。したがって、その中で、例えば在外公館として潜在的な当事者、あるいはもう当事者になった方々から相談を受けることも多うございます。その中でできることは限られてございますが、外国における弁護士さんの紹介でありますとか、さまざまな相談に乗って、できる範囲の支援を差し上げるという努力はしているところでございます。

○川澤評価者 最後にしますけれども、そういった困難な方が窓口を知れる機会があるのかどうかということも非常に重要だと思いますし、逆に、そういった方こそそういった窓口を知り得ない可能性があると思うのですけれども、そのあたりの広報についてはどのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 広報については、まさにどういった方々が潜在的な当事者になり得るのかというのは、なかなか家族の問題である以上特定はできないわけですが、できるだけ潜在的な当事者になれる可能性にリーチアウトしていく努力は、私どもとしてやらせていただいているわけでございます。その中で、先ほど御紹介しましたようなパンフレットですね。自治体ですとか、今後空港にも配ろうと思っておりますが、在外公館、そういったところに配して、できるだけ目に触れる努力を続けています。

外務省のホームページのハーグ条約のページは、できるだけ詳しく、かつわかりやすく、多言語で情報提供するというのをやっております、これについても一つの広報手段かなと思っております。

政府広報の中でも、できる範囲で、例えば5分間の映像で広報するというものがございますけれども、一度ハーグ条約を取り上げていただいて、一般の方々にハーグ条約をより広く知っていただくという努力も重ねてまいりました。

こういった努力は今後も続けていきたいと思ひますし、先生のおっしゃった外国での予防というのとは若干視点がずれますが、国内の予防についても、最近、在京の大使館、総領事館との連携、すなわち将来の連れ去りを予防するためにどのような協力、協働ができるかということで、全ての総領事館を御招待して意見交換を行うという機会も最近持たせていただいているところでございます。

いずれにしましても、こういった場でも、もしハーグ条約関連でお困りの方がいらっしゃれば、ぜひ外務省のハーグ条約室にお気軽に御相談をいただきたいと思ひております。私ども、児童心理の専門家、あるいは法律の専門家、DVの専門家もおります。御相談は電話でも結構ですし、Eメールでも結構でございます。海外にお住まいの場合には、日本の大使館あるいは総領事館でも御相談を受け付けてございますので、ぜひお気軽に御相談をいただければと思ひます。

○志水会計課長 それでは、そろそろ先生方におかれましては、コメントシートへの記入を開始願ひます。

渡辺先生、願ひします。

○渡辺評価者 やはり、こういう連れ去りといったようなことがそもそも起こらないように予防というのは非常に大事だと私も思ひますが、今はまず、ハーグ条約についてよく知ってもらおうとか、その広報に力を入れていらっしゃる。それは今の時点ですごく大事だと思ひますけれども、こういう予防をするためには、そういう家庭内問題が起きたり、こういう事態になりそうなところの情報をいち早く入手して、それが大きな事件に発展しないようにする。そういう意味では関連機関、今、伺った印象だとアドホック的にいろいろな場に出て行って広報されているというのはあれなのですけれども、関連機関で、弁護士会であるとか、児童相談所であるとか、あとはこういうDV関係に取り組んでいるNPO、NGOとか、ほかの省庁、厚生労働省とかが今思ひつくところなのですけれども、そういう関連機関との連絡調整と申しますか、そういう場というものがまだ少なくともここには出てきていないので、そういう連絡会議と申しますか、そういう場をそろそろ設ける時期に来ているのではないかと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○志水会計課長 上田室長、願ひします。

○上田ハーグ条約室長 御指摘、ありがとうございます。

先生御指摘の関係機関との協力というのは大変重要でございますし、私どもとしても努力を重ねてきているところでございますけれども、例えば地方自治体でありますとか、DV被害者支援団体でありますとか警察、そういったところについては、説明会を行う際に広く全ての地方の自治体にお声がけをさせていただいて、その中で手を挙げていただいた自治体との関係で、説明会を主催していただき、私どもで説明に上がっているというようなことをやっております。この努力は引き続き続けてまいりたいと思ひております。

御指摘のとおり、単純に御希望はありますかと聞くだけで、全ての現場のニーズが吸い上げられるかということについては、私どももなかなか確信が持てないところではござい

ます。ただ、これもどういった形でやっていくのかというのを、今後考えていかないといけないのかなと思っております。

それから、東京ベースでの関係省庁との関係ということだろうと思うのですが、これまでも例えば法務省、それから最高裁の事務局とは、毎日のように緊密に連携をしながらこの条約の履行に取り組んできているわけでございます。それから、関係省庁、ほかに例えば児童相談所との関係で言えば厚労省ですとか、関係がないわけではないのですが、そこは事柄に応じてこれまで連絡、協力をするというところで事足りてきたのかなというような感じは持っております。

ただ、個別の問題について、例えば面会交流といったような切り口でいきますと、ことしの3月にハーグ条約加入3年ということもありまして、有識者の先生方、法律の先生方、あるいは弁護士の先生方を交えて研究会というものをやらせていただいたのですが、面会交流については関係省庁との協調、協力も視野に入れて検討してはどうかという御指摘もいただいているところでございますので、そういった点について検討を進めてまいりたいと思っております。

○渡辺評価者 全国レベルでの中央省庁でも必要かと思うのですが、こういう事案を把握するとかというのは現場レベルといたしますか、自治体レベルといたしますか。こういう国際結婚の数が多地域を重点的に、そういった地域で関連機関、それが自治体であったり、児相であったり、NPO、NGOとか、社会福祉協議会とか、地域の弁護士会とか、その地域の中で一つのネットワークをつくって、そこでより多くの情報が共有できたり、いち早く発見できるように、そういった一つのモデルをつくってみて、それがうまくいけばほかの県に波及ということもあり得ると思っておりますけれども、そういう点はいかがですか。

○上田ハーグ条約室長 御指摘、ありがとうございます。

御指摘のとおり、特に外国人の多い地域において、警察、児童相談所、自治体の連携を深めるといったことが私どもとしてできれば、それは好ましいことだろうと思っております。今後、外国人の多い、それから、そういったニーズがあると言っている自治体との調整におきましては、先生御指摘のような他機関の連携というものがどこまでできるのかということもぜひ相談をしていきたいと思っております。

○志水会計課長 山田先生、お願いします。

○山田評価者 渡辺教授が、先ほどから児童相談所ということを繰り返し発言されているのですが、とても重要だと思います。条約自身が子供の奪取に関するということで、主役は子供なのですが、実際に行動を起こして裁判等で助けるのは、親を助けるわけですが、やはり子供が大事だと思うのです。社会学あるいは医学の研究の中で、DVが子供の精神の発達に非常に大きな影響を与えるということもわかってきている状況ですので、直接の問題は親同士の問題かもしれないのですが、子供を助けるという条約の基本精神にのっとれば、ぜひ渡辺委員が発言されたような児童相談所等との連携というのをも組織的に進めていただきたいと思います。

○上田ハーグ条約室長 先生、御指摘、ありがとうございます。

○志水会計課長 ほかに御意見、御質問等、ございますでしょうか。

それでは、意見、コメントの集計をしておりますので、しばらくお待ちください。

山田先生、お願いします。

○山田評価者 この裁判は、英語とフランス語のいずれかで行われるわけでしょうか。条約の公用語が英語とフランス語と聞いたのですけれども、裁判自体も英語かフランス語で行われるのですか。

○上田ハーグ条約室長 裁判については、それぞれの国の国内法にのっとって行われるということでございます。例えば、日本については裁判は日本語で行われますが、もちろん御案内のとおり、法廷の翻訳がつくということでございますが、裁判自体は、あくまで日本の場合は日本語で行われるということでございます。

○山田評価者 ですから、外国に在住して訴えを起こした側は、例えば英語かフランス語で書類を作成して、日本の裁判所に送ってくるということですね。

○上田ハーグ条約室長 おっしゃるとおりでございます。まず申請書が外務省に送られてまいりまして、ただ、裁判の証拠になる書類というのは、日本の今のルールにのっとって行いますと、これが日本語である必要があるということでございまして、まさにそこに翻訳の必要性というものが生じてくるわけございまして、ハーグ条約室として、限定的な形ではございますけれども、翻訳支援というものをやっているということでございます。

○山田評価者 そういう翻訳の費用というものが発生する、それは発生して当然だと思うのですけれども、それが果たして妥当かどうかというのは、どのように検証されているのでしょうか。今の場合は、先ほどの話だと、昨年までは随意契約で今回やっと競争入札の可能性が生まれたとおっしゃっていたような気がしますけれども、どのように妥当性というものは保証されているのでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 翻訳の妥当性ということで、まず、翻訳をすることの是非については、経済的に苦しい状況で申請をされる当事者の方もいらっしゃる中で、この翻訳が壁となって、ハーグ条約に基づく救済手段がとられないということは避けるべきだというのが、条約の趣旨に沿ったものであろうということで、翻訳事業をやらせていただいているということでございます。翻訳というのは、これは正確である必要がございます。ましてや、裁判の証拠として使われる場合はなおさらでございまして、したがって、そういった要請にたえ得る業者に委託をすることが必要だと思っておりますので、技能審査を事前に設けてやらせていただいているということでございます。

○山田評価者 その結果としての費用の妥当性を伺っているつもりなのですが。

○上田ハーグ条約室長 費用につきましては、一つ一つの案件について、金額は私どもは公表はしてございませんけれども、一定の上限を設けてございます。したがって、1件に膨大な翻訳費用がつき込まれるといったことは決してございません。

○志水会計課長 川澤先生、お願いします。

○川澤評価者 ありがとうございます。

パワーポイントの5ページ目におきまして、3年間の実績をお示しいただきまして、先ほど返還援助申請もしくは面会交流援助申請で却下になった事案が幾つかあるということでした。それは条約の内容に基づいて却下になったということだと思いますが、他方で、問題としては発生しているわけで、そうした却下になった事案については、必要な機関にあっせんをしたりですとか、何らか連携をしたりというようなことはなされていらっしゃるのでしょうか。

○上田ハーグ条約室長 ありがとうございます。

これについてもさまざまなケースがございますが、基本的には私どもは、一件一件の事案について担当のケースオフィサーを置いているわけですが、ハーグ条約の支援の対象に当たらないような事案については、例えば先ほど申し上げたように、一つの国の中にお子さんと親御さんがいらっしゃるケースというのは、その国の中の国内の事案だということになるので、そういった却下になった事由を明確にお伝えした上で、どのような解決方法が望ましいかということまではお伝えをしているということでございます。

○志水会計課長 それでは、取りまとめ役の中里先生から、今回の最初の案件でありますハーグ条約の実施に関しましての委員の先生の意見の集計結果、コメントの紹介、その上での取りまとめの結果について御報告いただければと思います。

○中里評価者 集計結果を申し上げます。

現状どおりが1名、事業内容の一部改善が5名、これで計6名全員でございます。取りまとめ結果は必然的に事業内容の一部改善ということになるかと思えます。

さまざまなコメントを頂戴しました。これはせっかくですから、時間も大丈夫ですね。重要な事業であり、今以上の適正な執行を目指していただきたい。

執行率の向上は課題であるが、締約国が増加することや事案の多様性が今後も見込まれるため、余り厳格に枠にはめて考える必要はない。

活動実績の追加的な記載及び今後数年間の実績を踏まえた目標の設定のあり方についてさらなる検討が必要ではないか。既に3年間の実績があり、より精度の高い予算設定が可能である。他の国の批准の状況、国際結婚、離婚等のトレンドなどを予算要求に反映させるべきである。

国内での事案発生を予防するには、児童相談所等との連携を進めるべきである。予防のために、関連機関、例えば自治体とか児童相談所、警察、弁護士会、その他との連携の枠組みの構築が必要ではないか。

実績の開示内容や開示方法については見直しが必要である。必要以上に早急に事件を解決する必要はないと考えますが、時間をかけ過ぎないように留意すべきである。

広報の一層の強化が望まれる。空港でパンフレット等を配布するのはよいことである。在京の大使館での協力関係も大いに進めるべきで、機内誌等への広報も検討すべき。

成果目標については、子の返還に関する決着件数や割合、及び親子面会交流の実績数、

割合を設けるべきである。

さまざまな意見が出ましたけれども、特に関連機関との連携の仕組みの構築というのは、これは単独の箇所だけではどうにもなりませんので、重要ではないかと思えますけれども、今の意見を参考にして今後のことを考えていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○志水会計課長　ほかの先生の皆さん、特につけ加えられること等、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、中里先生の取りまとめが、有識者のコメント、取りまとめ結果ということで、いただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、第1セッションを終了させていただきまして、若干時間がありますので、三、四分休憩した後に第2セッションを開始したいと思います。